

一般社団法人長崎県薬剤師会会員規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人長崎県薬剤師会（以下「本会」という。）定款第5条及び第6条の規定に基づき、本会の会員の構成、並びに入会及び退会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会員の構成)

第2条 本会の会員は、定款第5条の規定に基づき正会員、賛助会員、特別会員及び名誉会員とする。

2 正会員は、原則として地域・職域薬剤師会及び日本薬剤師会の会員でなければならない。

第2章 入会等手続き

第3条 本会の正会員又は賛助会員並びに特別会員として入会しようとする者は、別紙様式の入会申込書に必要事項を記載し、当該年度の会費を添えて本会会長に提出しなければならない。

2 前項の入会申込書に対し、本会理事会は、別表の資格基準により審査を行い、入会の可否を決定し、本人に通知する。

3 名誉会員については、予め本人の意向を確認の上、理事会で推薦を決定し、本人に通知する。

(会員名簿及び個人会員に関する情報の取扱い)

第4条 入会者は、会員の種別毎に、本会が管理する会員名簿に登録する。

2 前項の入会申込書に記載した事項に変更が生じた場合は、別に定める変更届を理事会に提出しなければならない。

3 会員名簿に登録された個人会員に関する情報については、本会が別に定める「個人情報管理規程」に基づき取り扱わなければならない。

(会費)

第5条 会費の金額及び納期、並びに会費滞納に対する催告等に関する細則は、会定款第8条により総会において別に定める「会費規程」による。

(退会事由及び手続き)

第6条 会員は、定款第9条の規定に基づき、別紙様式の退会届を提出して、任意に退会することができる。

- 2 定款第11条の定めにより、退会以外の理由により、会員の資格を喪失した場合は、退会と同じく会員名簿の登録を抹消する。
- 3 前各号により会員資格を喪失した場合、既納の会費等は返還しない。また、資格喪失後は、会員としての資格称号を前歴としても使用することはできないものとする。

(再入会)

- 第7条 前条の規定により会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、改めて定款第6条に定める入会申込書の提出を求めるここととする。
- 2 前項の再入会申し込みに対しては、第3条に定める基準により、理事会において再入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。ただし、退会の際、未納の会費及び負担金等がある場合には、当該未納分を支払わない限り、再入会は認めない。また、除名により会員資格を喪失した者は、資格喪失後5年間は、再入会を認めないこととする。

第3章 正会員

(種別)

- 第8条 定款第5条に定める正会員の種別は、次のとおりとする。
- (1) A会員は、薬局・医薬品販売業・医薬品製造業の開設者又は管理薬剤師とする。
 - (2) B会員は、A会員以外の薬剤師とする。

第4章 賛助会員

(種別)

- 第9条 定款第5条に定める賛助会員の種別は、次のとおりとする。
- (1) 薬剤師以外の薬局経営者・医薬品販売業及び製造業及び卸売販売業等の関係者
 - (2) 薬科学生（薬剤師以外）
 - (3) その他入会を希望する個人及び団体

第5章 特別会員

(種別)

- 第10条 定款第5条に定める特別会員の種別は、次のとおりとする。
- (1) 薬科大、薬学部等の薬剤師養成の大学、大学院等の教育課程の在籍者
 - (2) 薬剤師になる資格のある者

第6章 名誉会員

(名誉会員)

第11条 名誉会員は、定款第5条に基づき、本会及び本会の目的の達成に功労のあった者に贈る栄誉の称号とする。

(待遇)

第12条 名誉会員の称号を受けた者は、名誉会員名簿に登録する。

第7章 補 則

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て、総会の決議により行う。

附 則

- 1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。
- 2 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。